

令和5年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和5年2月21日
- 2 招 集 日 令和5年2月28日
- 3 提出議案件数 24件
予 算 19件
条 例 5件
- 4 議案等件名
 - 議案第1号 令和4年度西条市一般会計補正予算（第11回）
について
 - 議案第2号 令和4年度西条市国民健康保険特別会計補正予
算（第4回）について
 - 議案第3号 令和4年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予
算（第1回）について
 - 議案第4号 令和4年度西条市庄内財産区特別会計補正予算
（第1回）について
 - 議案第5号 令和4年度西条市壬生川財産区特別会計補正予
算（第1回）について
 - 議案第6号 令和5年度西条市一般会計予算について
 - 議案第7号 令和5年度西条市国民健康保険特別会計予算に
ついて
 - 議案第8号 令和5年度西条市介護保険特別会計予算につい
て
 - 議案第9号 令和5年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に
ついて
 - 議案第10号 令和5年度西条市ひうち地域振興整備事業特別
会計予算について
 - 議案第11号 令和5年度西条市小松地域交流事業特別会計予
算について
 - 議案第12号 令和5年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に
ついて
 - 議案第13号 令和5年度西条市畑地かん水事業特別会計予算
について
 - 議案第14号 令和5年度西条市庄内財産区特別会計予算につ
いて
 - 議案第15号 令和5年度西条市壬生川財産区特別会計予算に

	について	別冊	
議案第16号	令和5年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 予算について		
議案第17号	令和5年度西条市水道事業会計予算について		
議案第18号	令和5年度西条市病院事業会計予算について		
議案第19号	令和5年度西条市公共下水道事業会計予算について		
議案第20号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について		1
議案第21号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		2
議案第22号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		3
議案第23号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		4
議案第24号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		5

議案第20号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 容積率の特例認定の審査及び高度地区における建築物の高さの特例許可の審査に係る手数料を定める。
- (2) 低炭素建築物新築等計画の認定の審査及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査において、誘導仕様基準による区分を追加するとともに、当該区分に係る審査の手数を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 2 1 号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 6 5 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

特定教育・保育施設の長等が、教育・保育給付認定子どもに対し懲戒に関する権限を行使することができなくなったことにより、懲戒に関する必要な措置を採る際の権限の濫用禁止に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

議案第 2 2 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 5 9 号）等が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 家庭的保育事業者等が、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置等を講ずることの義務に関する規定を追加する。
- (2) 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合において、乗車及び降車の際に、所在を確認すること並びに通園用の自動車を運行する場合において、利用乳幼児の見落としを防止するための装置を整備し、所在の確認を行うことの義務に関する規定を追加する。
- (3) 家庭的保育事業者等が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を緩和する。
- (4) 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対し懲戒に関する権限を行使することができなくなったことにより、懲戒に関する必要な措置を採る際の権限の濫用禁止に関する規定を削除する。
- (5) 家庭的保育事業者等による感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日。ただし、利用乳幼児に対し懲戒に関する必要な措置を採る際の権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正規定については、公布の日

(2) 経過措置

通園用の自動車を運行する場合の利用乳幼児の見落としを防止するための装置の整備の義務に関する規定については、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、それに代わる措置を講じた場合に限り、当該装置を備えないことができることとする。

議案第 23 号 西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(子育て支援課)

1 提出の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）等が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 放課後児童健全育成事業者が、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置等を講ずることの義務に関する規定を追加する。
- (2) 放課後児童健全育成事業者が、利用者の移動のために自動車を運行する場合において、乗車及び降車の際に、所在を確認することの義務に関する規定を追加する。
- (3) 放課後児童健全育成事業者が、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることの努力義務に関する規定を追加する。
- (4) 放課後児童健全育成事業者による感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

安全計画の策定及び必要な措置等を講ずることの義務に関する規定については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。

議案第 24 号 西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

出産育児一時金の支給額について、40万8,000円を48万8,000円に改定する。

3 施行期日

令和5年4月1日